

## 上原求償裁判のもたらす意味

上原 公子

### 1. 求償裁判に至る経緯

#### (明和 VS 国立市)

2000年 (H12) 1.31 臨時議会で20メートル高度制限地区計画の条例化を決定

2000年 (H12) 2.24 明和 国立市を相手に「地区計画、建築条例の無効確認」を提訴。後に4億円の損害賠償を追加請求

2005年 (H17) 12.19 高裁(根本判決)で損害額2500万円になる。

・条例は有効

12 上告が議会で否決

※ この根本判決が、その後の求償裁判のベースとなる

2006年 (H18) 1.4 補助参加人である市民が市に代わり上告

2007年 (H19) 4月 上原市長退任(関口市長へバトンタッチ)

2008年 (H20) 3.11 最高裁棄却(関口市長)

3.26 市賠償金明和に支払う 31,239,726円(金利を含む)

※ 議会は予算を認める条件で、関口市長時代になってからの金利分116万7500円を市長、副市長に支払わせる。

2008年 (H20) 5.16 明和同額市に寄付(財政上、損害はなくなる)

6月議会 明和に対する裁判費用の債権放棄議決(裁判費用明和24;市1)

※明和の寄付の条件が裁判費用の放棄であったことから、債権放棄で政治決着した  
財政調整基金から支出したので、会計上も財調に賠償金補てんとして処理

#### (4人の市民 VS 国立市)

2009年 (H21) 2月 住民請求

〃 4月 監査請求報告

2009年 (H21) 5月 市民市に対し求償裁判提訴

2010年 (H22) 12月22日 地裁判決(川神裁判長) 市敗訴

2011年 (H23) 1月5日 国立市控訴(関口市長)

〃 4月 市長選で関口氏破れ、佐藤市長誕生

〃 5月30日 国立市控訴を取り下げ(第1段訴訟確定)

## (国立市 VS 上原) 求償第2段訴訟 (今回の裁判の始まり)

- 2011年 (H23) 6月21日 市が上原に対し賠償金の請求  
12月21日 市が上原に対し求償裁判を起こす (第2段訴訟)
- 2013年 (H25) 12月議会で債権放棄の議決が採択される
- 2014年 (H26) 9月25日 地裁判決 (増田裁判長) 上原勝訴  
" 11月28日 市控訴
- 2015年 (H27) 12月22日 高裁上原敗訴 (小林昭彦裁判長)
- 2016年 (H28) 12月13日 最高裁棄却 (木内道祥裁判長)

## 2. 国立景観裁判 高裁判決の問題点

### (1) 国立市の損害は発生していない

求償の原因である市が明和に支払った損害金 31,239,726円は、明和が寄付として全額市に戻している。条件として裁判費用の市が明和に対する債権放棄。  
支払い期限、2月28日 金利含め45,190,617円 (金利4270円/日)  
+関口前市長。副市長支払い分 1,167,500円 = 46,358,117円  
この全額が、新たな国立市の収入となる。  
現市長の見解 「法的には債権は残っているが、財政的には損害はないと認識している」

### (2) 営業妨害とされた4行為が、重過失にあたるのか

#### 重過失にするため物語を創作

※ 2005年12月19日 明和が国立市を訴えた根本高裁判決がベースになっている  
(根本判決文から)

「これらの行為について、個々の行為を単独で取り上げた場合には不法行為を構成しないこともあり得るけれども、一連の行為として全体的に観察すれば、第1審被告らは、補助参加人らの妨害行為をも期待しながら、第1審原告に許されている適法な営業行為すなわち本件建築物の建築及び販売等を妨害したものと判断せざるを得ない」

※ 重過失にするために、すべてが上原の画策にしなければいけなかった  
根本判決…補助参加人らの妨害行為をも期待しながら

↓

小林判決…市民運動や報道を利用したに変化

<不法とされた一連の行為>

- ① 第1行為 懇談会終了後の雑談での発言 (平成11年7月)  
(小林) 住民運動を手段として利用した。住民運動がおこることを企図した。

東京

(2)

行政の公平性に反する。市長本来の職務を逸脱したものであって、手段としての社会的相当性を欠くもの

- ② 第2行為 地区計画決定、条例改正の議決（平成12年1月）による行政指導から法的規制への転換（高裁では削除される）
- ③ 第3行為 国立市民が提起した建築禁止仮処分申立事件における「20メートル超の部分は建築基準法に違反」との平成12年12月22日付東京高等裁判所決定（以下、「東京高裁決定」）を引用しての国立市議会での議会答弁（平成13年3月）  
「高裁の判決の中で、建築物制限条例に適合しない、違法であるというふうに言われておりますので、司法判断の通りだというふうに思います」  
（小林） 答弁は、何らの思惑なしになされたものではなく…これが違法な建築物であることの印象を与えることを意図して答弁した。…このような答弁が報道されて損害は生じたことが認められる（実際は、一切報道されていない）
- ④ 第4行為 東京都などへの東京高裁決定の尊重を求める要請（平成12年12月）、給水留保の要請検査済証交付への抗議  
（小林） 住民らとともに圧力をかける行為であり、このことが報道されることは当時の状況から予測できた。

### （3）首長の在り方を萎縮させる判断

#### 高裁判決文

「住民運動を利用し…市議会や報道を予期した場所で建築基準法に違反するような印象を与え…顧客がマンション購入に消極的になるなどの印象を与えた」

「大学通りの景観利益保護という公的な利益に基づいて上記の行為に及んだものと認められるが、明和地所が行政指導に従わないことが確認された段階で、地区計画等の策定等の法的な規制を及ぼす手続きのみをしていれば、国家賠償法上の違法といわれることはなかったものと考えられる」

#### 市民の代表たる首長の役割に対する問題点

- ① 首長の公約実現  
首長選挙では、改革が主なテーマ。公約実現のためにあらゆる努力が要求される。「手続きのみをしていれば」よいのか。汗をかけたの、議会の要求が常
- ② 首長は行政マンではない…二元代表制の意味を覆すもの  
市民の生命財産を守るために、法では足りないものを新たに制度化する責任を負う…市民自治の本旨（憲法92条）
- ③ マスコミとの関係…報道にも責任を負うのか  
マスコミは、首長がコントロールできるものではない…報道の自由を侵害する
- ④ 首長と市民との協働は、違法か  
行政と市民とは協働・協同の時代である

#### (4) 議決と決議を同義語に扱う問題・・・議会の責任

- 2013年 (H25) 12月 議会で債権放棄の議決が採択される
- 2015年 (H27) 4月 市議会議員改選
- 5月 求償権の行使を求める決議が採択される

※ 地裁判決「本件放棄議決については、…議会の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるものと認めることはできない」「国立市長が、地方自治法 176 条に基づいて本件放棄議決を再議に付する手続きをとっていないにもかかわらず、被告上原に対する本件求償権の放棄の意思表示をしないことは、地方公共団体の長としての権限を濫用するものといわざるを得ず、…本件求償権を行使することは信義則に反するものとして許されないというべきである」

高裁判決文より

「国立市長に対して本件求償権の行使を求めるというものであり、これが最新の市議会議員選挙によって選出された市議会議員による議決である。国立市長としては、現在の民意を反映していると考えられる最新の市議会の議決に従うべきであるから」

※ 2011年 (H23) 最高裁でも決議は地方自治法に基づかないものとしている

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

※ 法的有効な「議決」と議会の意志表示に過ぎない「決議」を同義語に扱うことによって、最高裁判断を自ら覆した。

法的に認められた議決を覆すためには、法的相当の理由が示されなければならない。改選の議会構成ごとに議決が覆されることを可能にしたことは、法的安定性がなくなることを意味する。

沖縄の 2016 年 12 月最高裁判決と矛盾する。

景観求償裁判の高裁判決は、地方自治の首長の政治家としての、行動、発言にいちじるしく委縮をもたらすものである。市民の代表たる二元代表制の意味をなくし、市民の声は届かなくなる。

地方が本気を出して、自力で頑張る時代だからこそ、民主政治の実現は「市民のための政治」であるために「市民による政治」が必要である。

市民自治、地方自治をないがしろにした最高裁の判断は、地方創生時代に逆行するあまりにも問題の多いものである。

この事例(判例)をもって、政治家としての首長をつぶすことが、意図的に使われる可能性が出てきた。民主主義の崩壊の兆しといえる。